

返戻金制度に関する事項

事業所名 北九州 YMCA キャリアサポートセンター
有料職業紹介事業許可番号/40-ユ-300751

当事業所の紹介により就職したものが、自己の意思により、又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により短期退職した場合には、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。なお、振込手数料は当事業所の負担と致します。

- (1) 入社後1ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 100%に相当する額
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 50%に相当する額

ただし、本人が、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の払戻しは行わないものとします。

また、返戻金制度は、「人材紹介に関する基本契約書」により別の定めをする場合があります。

代表者

2018年 1月1日
福山 武志

